

事業者募集要領 新旧対照表【令和7年3月11日版】

変更後	変更前																																																		
<p>p. 6 (5) 安全・防犯への配慮 施設計画では、孤独死防止、安全性の確保、防犯に<u>配慮</u>すること。</p> <p>p. 7 4 要求水準 (1) 住宅の整備戸数と住戸タイプ【整備戸数提案型】 住戸の整備戸数は65戸程度とする。ただし、最低限整備する住戸（以下、「基本住戸」という。）として<u>60戸</u>整備することとし、その住戸タイプは下表のとおりとする。 また、<u>60戸</u>を超えて整備する住戸（以下、「加算住戸」という。）の住戸プランの割合は、下表のとおりとする。加算住戸を整備した場合は加点の対象とする。詳細は「羽咋市買取型災害公営住宅整備事業事業者選定基準(以下「事業者選定基準」という。)」を参照のこと。</p> <table border="1" data-bbox="150 954 1099 1200"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>間取り</th> <th>戸当たり床面積</th> <th>【基本住戸】 整備戸数</th> <th>【加算住戸】 タイプ別割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aタイプ</td> <td>1DK</td> <td>45～50㎡</td> <td>27戸</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ</td> <td>2DK</td> <td>55～60㎡</td> <td>25戸</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ</td> <td>3DK</td> <td>65～70㎡</td> <td>8戸</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>計 60戸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>p. 8 (9) 外構・附帯施設等 ④ 北側・東側・南側にはフェンス（メッシュ・目隠し）を設けること。</p>	住戸タイプ	間取り	戸当たり床面積	【基本住戸】 整備戸数	【加算住戸】 タイプ別割合	Aタイプ	1DK	45～50㎡	27戸	5	Bタイプ	2DK	55～60㎡	25戸	4	Cタイプ	3DK	65～70㎡	8戸	1				計 60戸		<p>p. 6 (5) 安全・防犯への配慮 施設計画では、孤独死防止、安全性の確保、防犯に<u>配慮し、次の事項に留意</u>すること。</p> <p>p. 7 4 要求水準 (1) 住宅の整備戸数と住戸タイプ【整備戸数提案型】 住戸の整備戸数は65戸程度とする。ただし、最低限整備する住戸（以下、「基本住戸」という。）として<u>58戸</u>整備することとし、その住戸タイプは下表のとおりとする。 また、<u>58戸</u>を超えて整備する住戸（以下、「加算住戸」という。）の住戸プランの割合は、下表のとおりとする。加算住戸を整備した場合は加点の対象とする。詳細は「羽咋市買取型災害公営住宅整備事業事業者選定基準(以下「事業者選定基準」という。)」を参照のこと。</p> <table border="1" data-bbox="1164 954 2114 1200"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>間取り</th> <th>戸当たり床面積</th> <th>【基本住戸】 整備戸数</th> <th>【加算住戸】 タイプ別割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aタイプ</td> <td>1DK</td> <td>45～50㎡</td> <td>28戸</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ</td> <td>2DK</td> <td>55～60㎡</td> <td>24戸</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ</td> <td>3DK</td> <td>65～70㎡</td> <td>6戸</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>計 58戸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>p. 8 (9) 外構・附帯施設等 ④ 北側・東側・南側にはフェンス（メッシュ・目隠し）を設けること。</p>	住戸タイプ	間取り	戸当たり床面積	【基本住戸】 整備戸数	【加算住戸】 タイプ別割合	Aタイプ	1DK	45～50㎡	28戸	5	Bタイプ	2DK	55～60㎡	24戸	4	Cタイプ	3DK	65～70㎡	6戸	1				計 58戸	
住戸タイプ	間取り	戸当たり床面積	【基本住戸】 整備戸数	【加算住戸】 タイプ別割合																																															
Aタイプ	1DK	45～50㎡	27戸	5																																															
Bタイプ	2DK	55～60㎡	25戸	4																																															
Cタイプ	3DK	65～70㎡	8戸	1																																															
			計 60戸																																																
住戸タイプ	間取り	戸当たり床面積	【基本住戸】 整備戸数	【加算住戸】 タイプ別割合																																															
Aタイプ	1DK	45～50㎡	28戸	5																																															
Bタイプ	2DK	55～60㎡	24戸	4																																															
Cタイプ	3DK	65～70㎡	6戸	1																																															
			計 58戸																																																

変更後	変更前
<p><u>東側及び南側は目隠しフェンスとすること。</u></p> <p>⑤ 建物周囲に管理用の通路スペースを確保すること。</p> <p>⑥ <u>外部照明器具、物置、サイクルポート等の外部の付帯施設は塩害に配慮したものとする。サイクルポートについては、在来鉄骨造とする場合は溶融亜鉛メッキ仕上げとし、既製品を採用する際は、原則、アルミ製とする。</u></p> <p>p. 9 (10) その他</p> <p>⑪ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成19年政令第395号）に基づく保険加入又は供託の手続き等を行うこと。保険の加入者は、第4応募者の要件、2参加資格要件、（4）売買事業者とする。</p> <p>⑫ <u>外部に木材（再生木材含む）は使用しないこと。</u></p> <p>p. 18 3 関係法令等 (1) 遵守すべき法令等 ・ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）</p>	<p>⑤ 建物周囲に管理用の通路スペースを確保すること。</p> <p>p. 9 (10) その他</p> <p>⑪ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成19年政令第395号）に基づく保険加入又は供託の手続き等を行うこと。保険の加入者は、第4応募者の要件、2参加資格要件、（4）売買事業者とする。</p> <p>p. 18 3 関係法令等 (1) 遵守すべき法令等 ・ <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）</p>